

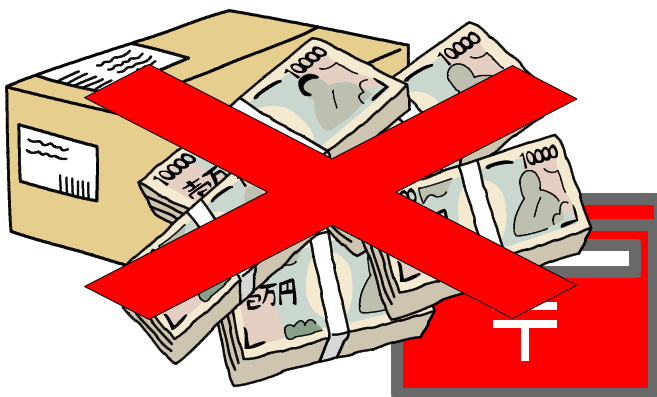
現金を送付させる詐欺に注意!!

詐欺の犯人が「手数料」、「名簿を消す」など、様々な理由をつけ、現金をレターパックや宅配便で送付させる詐欺被害が多発しています。

電話で現金を送るように指示されたときは、振り込め詐欺を疑ってください。

現金を送る際の「決まり」

- 現金を郵送できるのは現金書留だけです。(郵便法第17条)
- レターパックで現金を送れば、書留郵便物の料金を不法に免れたことになり、30万円以下の罰金を科せられる場合があります。(郵便法第84条第1項)



○ 宅配便で現金を送ることは各事業者の約款で禁じられています。

○ 通常の商取引では、送金記録の残らないレターパックや宅配便で現金を送ることはあり得ません。

「レターパック・宅配便・ゆうパックで現金を送れ」と言われるのは詐欺です！
絶対に送らないでください！

